

スポーツ関係機関の相談窓口体制

○第三者相談・調査制度相談窓口【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

利用対象者	トップアスリート（オリンピック競技大会代表選手、パラリンピック競技大会代表選手、公益財団法人日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会が認定する JPC 強化指定選手、のいずれかに該当する人）とその関係者
相談の対象となる事案	<p>トップアスリートに対して直近 4 年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等。ここでいう暴力行為等とは、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為 ② ①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動 ③ その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導 <p>暴行（上記①）のほか、パワーハラやセクハラ等（上記②）も対象。また、上記③とは、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、「罰走」など競技力の向上とは明らかに無関係で不合理な指導が含まれる。 ※なお、ドーピングについては、別途「ドーピング通報窓口」を設置。</p>

○スポーツにおける暴力行為等相談窓口【公益財団法人日本スポーツ協会】

利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本スポーツ協会評議員、役員、名誉会長など、委員会委員及び職員、公認スポーツ指導者、日本スポーツ少年団登録者 ・ 上記の家族・知人・所属チームのチームメイト・スタッフ等 ・ 上記に限らず、加害者・被害者と直接的な関係が無い場合も、「現場を目撃した」等の確固たる根拠がある場合は利用可能。（但し、匿名による通報や情報の確実性が得られない場合、二次被害が生じる可能性がある場合は対象外）
相談の対象となる事案	<p>日本スポーツ協会倫理規程第 4 条に定められた行為が対象。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、ドーピング等薬物乱用 ・ 個人情報の不適切な扱い・名誉棄損 ・ 幹旋・強要 ・ 不正経理・横領 ・ 社会的規範に照らし合わせ不適切と認められる行動

○通報相談窓口【公益財団法人日本オリンピック委員会】

利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手 ・ 同会が委嘱する強化スタッフ ・ 同会並びに本会加盟団体の役職員 ・ これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから 2 年を経過しない者。
相談の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC や JOC 加盟団体に関する法令違反 ・ 暴言 ・ 脅迫等暴力行為 ・ パワーハラスメント ・ セクシャルハラスメント <p style="text-align: center;">など</p>

○スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口【公益財団法人日本障がい者スポーツ協会】

利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本障がい者スポーツ協会倫理規程第 2 条に定める者（同会役職員、同会諸制度に基づき登録・加盟・委嘱を行っている者を含む。） ・ 同会登録団体及び加盟競技団体の役職員及びその関係者（選手及び指導者を含む。） ・ 同会が認定する強化指定選手及びその関係者 ・ パラリンピック競技大会及び同競技大会に相当する競技大会の出場選手及びその関係者 <p>なお、関係者とは親族・知人・所属するチーム等を言う。</p>
相談の対象となる事案	<p>日本障がい者スポーツ協会倫理規程第 4 条に定められた行為が対象。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力、ハラスメント、ドーピング等薬物乱用 ・ 個人情報の不適切な取扱い・名誉毀損 ・ 幹旋・強要 ・ 不正経理 ・ 社会規範に照らして不適切と認められる行動（反社会的勢力との関係等）

※団体ごとに処分対象者の範囲は異なる。